特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

関市長

公表日

平成29年2月28日

[平成26年4月 様式2]

関連情報 T

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	国民年金事務							
②事務の概要	当該事務は国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他の法定受託事務である。特定個人情報フアイルは、国民年金法及び国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)、国民年金市町村事務処理基準等の規定に従い、次の事務に利用している①被保険者の資格取得の届出②任意加入被保険者の資格取得の申出③資格喪失の届出④死亡の届出等⑥任意脱退の届出⑥資格喪失の申出⑦氏名変更の届出や報告⑧手帳再交付の申請⑩日本国内に住所を有しない被保険者の届出等⑪我定請求書等の受理⑫分加保険料納付の申出⑪时加保除料納付の申出⑪可保険料納付の時退申出⑪国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当の届出⑪付加保険料納付の申出⑪の日本国内に関する届出⑪中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出⑪保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除に関する届出⑫保険料免除以び若年者納付猶予の申請⑫保険料免除及び若年者納付猶予の申請⑫保険料免除及び若年者納付猶予の申請⑫保険料免除及び若年者納付猶予の申请⑫保険料免除及び若年者納付猶予の申请⑫保険料免除及び若年者納付猶予の申请							
③システムの名称	国民年金システム福祉年金システム							
2. 特定個人情報ファイル:	名							
国民年金システムファイル	福祉年金システムフアイル							
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣政令/総務省令第5号)第24条の2							
4. 情報提供ネットワークシ								
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定							
②法令上の根拠								
5. 評価実施機関における	担当部署							
①部署	市民環境部国保年金課							
②所属長	課長 中島 好子							
6. 他の評価実施機関								
なし								
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求							
請求先	関市市民環境部国保年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131							
ο 株点畑 棒耙コーノル								

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| 関市市民環境部国保年金課 | 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 | 0575-22-3131

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成29年2月28日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成29年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明